									2020/10
	文化の一般的/ 総合的な振興	文化財	文化産業振興(メディア関連含む)	地域振興	文化外交	まちづくり	観光	食文化	スポーツ
主たる政策目的	総合政策	文化政策	経済政策	経済政策	外交政策	経済政策	経済政策	文化政策/経 済政策	
主な法律等	文化芸術基本法 (注1、注2)	文化財保護法 ユネスコ世界遺産条約、ユネスコ無形文化遺産保護条約	著作権法 知的財産基本法 コンテンツ振興法 情報流通プラットフ オーム対処法			古都保存法 景観法 歴史まちづくり法 都市計画法 (注2)		食育基本法 ユネスコ無形 文化遺産保護 条約	スポーツ基本法
主な政策文書			クールジャパン戦略 知的財産推進計画		国家安全保障戦略	社会資本整備重点計画	観光立国推進基本	計画	スポーツ基本計画
総合調整組織	文化芸術推進会議		知的財産戦略本部	部国家安全		社会資本整備審議会	観光立国推進閣僚:	会議	スポーツ推進会議
海外機関			日本貿易振興機構 (JETRO)	自治体国際化 協会	在外公館、日本文化 会館、ジャパンハウ ス、国際交流基金		日本政府観光局		
主な予算事業	文化庁予算: R7 当初約 1063 億円、R6 補正約 569 億円 クリエイター支援基金(R5 補正 60 億円、R6 補正 120 億円) コンテンツの海外展開支援、JETRO の海外支援拠点強化等(R7 当初約 7 億円、R6 補正約 95 億円) 放送コンテンツ製作力強化・海外展開推進(R7 当初約 3 億円、R6 補正約 26 億円)			地方交付税 (地方における 文化関連経 費:約5553億 円(R4)) 地域おこし協 カぼプログラム 地域活性化 業人制度	国際交流基金運営 費交付金: R7 当初 約117億円 在外公館文化事業 大型文化事業	社会資本整備総合交付金	一般財源に加え 国際観光旅客税 財源 観光庁予算:R7 当初約530億円 R6補正約543億 円	郷土料理・伝統のアンドラス (A) 大学	一般財源に加 え、スポーツ 振興とする助成 事業 スポーツツー リスポーツコン プレックス
資金支援			クールジャパン機構			民間都市開発推進機構			
税制	寄付に係る優遇 措置、所有・相 続に係る優遇措 置、文化施設等 に関する優遇措 置					まちづくりに関する 特例措置(所得税・ 法人税、相続税等)			
規制、 ガイドライン等 を通じた環境整 備		管理、現状変更、発掘等に関する規制	映画適正取引ガイド ライン (GL) アニメ下請 GL 放送コンテンツ取引 適正化 GL ロケ撮影ハンドブック			建築物の建築、宅地 の造成等に関する規制、 利用円滑化のための 建築基準法の適用除 外			

注 1) 博物館法、美術品損害補償法、ユネスコ活動に関する法律、障害者文化芸術推進法等、多数の関連法律がある。 注 2) 文化振興やまちづくりに関しては地方公共団体独自の条例が多数ある。

## 参照行政施策事例

## ○各種施策を総合的に活用した自治体の事例

山形県鶴岡市、埼玉県川越市、千葉県香取市佐原地区、富山県南砺市、京都府南丹市美山地区、愛媛県大洲市、長崎県平戸市

等

## (大洲市の取組例)

古くからのまち並みを含む多くの歴史的・文化的な地域資源が残っており、景観計画や歴史まちづくり計画の策定や国の交付金を活用したまちづくりに取り組んでいる。とりわけ民都機構や地域金融機関による支援等も通じ、古民家リノベーション等の民間事業者による地域資源を活用したまちづくりが進んでいる。城下町エリアにおいては、市、金融機関、民間事業者等と連携した地域経営体制を確立し、観光誘客を進め、新規事業者の進出、新たな雇用の創出など、地域経済の発展に大きく寄与している。また観光活用を通じた伝統文化の継承と文化への環元が図られている。

## ○省庁連携の事例

• 知的財産戦略本部

知的財産の創造、保護及び活用に関する施策を集中的かつ計画的に推進するため、平成15年に設置(内閣府、関係省庁)

• 歴史まちづくりの取組

社会資本整備審議会及び文化審議会での審議の方向性が一致し、平成20年に歴史まちづくり法制定(国交省、農水省、文化庁)

• 国際観光旅客税

平成31年から適用が開始となった国際観光旅客税は、観光立国推進閣僚会議が決定した基本方針に基づき、関係省庁が関係する予算事業の財源として活用(観光庁、文化庁、法務省、関係省庁)

• 日本語教育

令和元年に成立した日本語教育の推進に関する法律により、海外向けの施策と国内の施策との連携が進展(文科省、外務省、関係省庁)